生駒市条例第9号

生駒市景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月13日

生駒市長 山下 真

生駒市景観条例の一部を改正する条例

生駒市景観条例 (平成22年12月生駒市条例第34号) の一部を次のように 改正する。

第1条中「について、」を「についての基本理念を定め、並びに」に改める。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条第7項中「第11条第2項、第12条及び第14条」を「第12条第 2項、第13条及び第15条」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条中「第9条第7項第5号」を「第10条第7項第5号」に改め、同条 を第18条とする。

第16条中「第9条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同条 を第17条とする。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第8項中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第10条 とする。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「事業者は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「市民は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第4条とする。

第2条第1項中「市は」の次に「、前条に定める基本理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり」を加え、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(基本理念)

第2条 良好な景観は、地勢、自然、歴史、文化その他地域の特性を理解し、尊重しながら、快適な生活を営むことができるよう市、市民及び事業者が協働して整備、保全及び創出を図り、ひいては将来の世代へ承継していくものであることを旨として、形成されなければならない。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。